

# 令和 8 年度小金井市一般廃棄物処理計画

循環型都市『ごみゼロタウン小金井』  
～ごみを出さないライフスタイルへ～



令和 8 年 4 月 1 日

小金井市

## 目次

はじめに.....	1
計画の位置付け.....	3
小金井市のスローガン.....	3
第1章 基本計画に基づく施策の展開.....	4
第2章 一般廃棄物処理計画の実施状況.....	8
1. 令和6年（2024年）度までの一般廃棄物処理量.....	8
2. 令和7年（2025年）度一般廃棄物処理計画に掲げた施策.....	9
第3章 令和8年（2026年）度一般廃棄物処理計画.....	13
1. 一般廃棄物処理計画.....	13
2. プラスチック資源循環促進法への対応.....	14
第4章 ごみ処理体制.....	16
1. 家庭系一般廃棄物.....	16
2. 事業系一般廃棄物.....	21
第5章 ごみ処理施設等に関する事項.....	23
1. 可燃ごみ処理施設.....	23
2. 不燃・粗大ごみ積替え・保管施設.....	23
3. 資源物処理施設.....	24
4. 最終処分場.....	24
第6章 動物の死体処理.....	25
1. 市へ届け出るもの.....	25
2. 市が収集するもの.....	25
3. 処理方法.....	25
第7章 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項.....	26
1. 市が収集しない一般廃棄物について.....	26
2. 処理方法の変更.....	26
3. 災害廃棄物.....	26
第8章 生活排水処理.....	27
1. 収集運搬.....	27
2. 処理.....	27

別紙 令和8年（2026年）度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図

## 発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を

### はじめに

小金井市（以下「本市」という。）では、令和2年（2020年）3月に策定した「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）について、計画策定から6年が経過し、本計画を効果的に運用していくため、計画策定時の前提条件や社会情勢の大きな変動等を踏まえ、令和8年（2026年）3月、中間年次における改定を行いました。

本市の可燃ごみ処理については、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的として、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において、令和2年（2020年）4月から共同処理を行っています。施設の所在する日野市の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。本市としては、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります。

また、可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰については、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設にて、エコセメントの原料としてリサイクル処理されています。施設の所在する日の出町の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

清掃関連施設の整備については、令和4年8月の不燃ごみ・粗大ごみの積替え保管施設「小金井市野川クリーンセンター」の稼働に続き、令和7年3月にプラスチックごみ・ペットボトル・空き缶・びん等の資源物処理施設が旧中間処理場敷地内に「メタウォーターサステナブルパークこがねい」として稼働を開始しています。このことをもって平成30年3月策定の「小金井市清掃関連施設整備計画」の目的であった循環型社会形成に資する施設の再配置及び適正処理の維持を図るための整備を完了しました。その後、施設運営に関する大きな苦情が寄せられることなく、市民の皆様にごみの処理について身近に感じ、学んでいただける施設としての存在意義も発揮しながら、適切な施設運営を行っています。本事業の推進に際し、当該施設周辺地域にお住まいの皆様及び関係者に深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により制限されていた社会経済活動も、令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」における新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に分類されたことにより、テレワーク等の普及に伴う商品運搬用の箱や容器など増加傾向にあった家庭から排出されるごみも、令和5年度以降はコロナ禍以前の量まで減少してきています。

一方、武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業や東小金井駅北口土地区画整理

事業等、市内全域でまちづくりが進んでいることにより、市内の事業活動が活性化していることから、事業所からのごみの排出量が増加しています。今後は事業所から排出されるごみの発生抑制・資源化にも取り組んでいく必要があります。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）では、食品ロス削減推進計画の策定は自治体の努力義務であるところ、本市においては、令和8年3月に小金井市食品ロス削減推進計画（計画期間は令和8年（2026年）度～12年（2030年）度。以下「食ロス計画」という。）を策定し、家庭系食品ロスを2030年度までに半減（2000年度比）、事業系食品ロスを2030年度までに60%（2000年度比）、削減することを目標として掲げ、家庭から出る食品ロスの発生抑制、事業者との協働による削減、啓発と情報提供の推進という三つの柱に整理し、市民、事業者、行政が連携しながら食品ロスを削減するための取組を展開していきます。

令和4年4月には、プラスチックの資源循環を総合的に推進するためのプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、容器のみならずプラスチック製品の再資源化、再商品化に向けた新たな仕組みの構築に迫られていましたが、本市では、従前からプラスチックごみを分別回収していたことに加え、「メタウォーターサステナブルパークこがねい」の稼働により、新たなプラスチック製品や化学製品の原料としての利用に適したベール処理が可能となったことから、プラスチックの資源循環に資する取組として、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会との再商品化委託により循環型社会の形成に向け取り組んでいます。

こうした状況を踏まえながら、循環型社会の形成を目指すとともに、市内外の各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、より一層のごみの減量及び資源化に努めるため、基本計画・食ロス計画に基づき、市民・事業者・行政が一体となって発生抑制を最優先に取り組み、最大限のごみ減量を目指し、本計画を策定します。

## 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき策定した基本計画を具体的実施するために年度ごとに定める実施計画です。

基本計画に掲げられた「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を目指す将来像として、3Rを推進する持続可能な循環型社会の形成を目指します。

## 小金井市のスローガン



循環型都市『ごみゼロタウン小金井』  
～ごみを出さないライフスタイルへ～

基本計画における『目指す将来像』であり、非常事態宣言のサブタイトルでもあった「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」をスローガンとしています。サブタイトルには、3Rの中でも「リデュース（発生抑制）」が最も重要であることから、ごみを出さないライフスタイルを市民の皆様の日常生活の中に定着させたいという思いを込めています。

### 基本方針と計画項目

「基本計画」では、「発生抑制を最優先とした3Rの推進」と「各段階における安全・安心・安定的な体制確立の推進」を基本方針として、この基本方針ごとに計画項目を定めています。

#### 【基本計画における基本方針と計画項目】

- 「発生抑制を最優先とした3Rの推進」では、次の8つを計画項目として定め、取組を展開します。
  - ① ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）
  - ② 再使用の促進（リユース）
  - ③ 資源循環システムの構築（リサイクル）
  - ④ 分別・啓発活動の強化
  - ⑤ 環境教育・環境学習の推進
  - ⑥ 市民・事業者との協働による3Rの推進
  - ⑦ 事業活動における3Rの推進
  - ⑧ 行政における3Rの推進
  
- 「各段階における安全・安心・安定的な体制確立の推進」では、次の3つを計画項目として定め、取組を展開します。
  - ① 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進
  - ② 安全・安心・安定的な処理・処分の推進
  - ③ 廃棄物処理を支える体制の強化

#### (1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

可燃ごみの処理については、令和2年（2020年）4月から日野市、国分寺市とともに、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において共同処理が始まりました。また、不燃・粗大ごみ、資源物などの処理については、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、不燃・粗大ごみ積替え・保管施設として小金井市野川クリーンセンターが令和4年（2022年）8月に本格稼働を開始し、空き缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみなどの資源物処理施設としてメタウォーターサステナブルパークこがねいが令和7年

(2025年)3月に本格稼働を開始しています。各処理施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するために、市民・事業者・行政が一丸となり引き続きごみ減量と資源化の取組を実践することが重要です。

基本計画では、本市における課題を踏まえ各取組内容を「充実」「強化」「重点」に区分していますが、その中でも特に『発生抑制を最優先とした3Rの推進』の各計画項目において「重点」と位置付けた項目の施策については、積極的に展開していく必要があります。

#### 1. ごみを出さないライフスタイルの推進 (リデュース)

取 組 内 容
(1) 食品ロス削減の推進【重点】
(2) 生ごみ水切り及び自家処理の推進
(3) マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進
(4) ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発

#### 2. 再使用の促進 (リユース)

取 組 内 容
(1) くつ・かばん類の有効活用の推進
(2) 民間リユース事業との連携
(3) リユース食器の有効活用
(4) リユース活動を推進するための周知・啓発

#### 3. 資源循環システムの構築 (リサイクル)

取 組 内 容
(1) リサイクルルートの構築と円滑な運用・利用しやすさ向上の推進
(2) 生ごみ資源化施策の推進
(3) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の継続

#### 4. 分別・啓発活動の強化

取 組 内 容
(1) 正しい分別方法の周知と徹底【重点】
(2) 転入者を対象とした啓発の強化
(3) 清掃指導員による分別指導の徹底
(4) わかりやすさを重視した情報提供の強化

(5) 施策や取組の「見える化」の強化

#### 5. 環境教育・環境学習の推進

取組内容
(1) 小・中学生を対象とした環境教育の推進
(2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進

#### 6. 市民・事業者との協働による3Rの推進

取組内容
(1) ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進
(2) 集団回収事業の支援と周知
(3) 商工会及び包括連携協定締結団体などとの連携の強化

#### 7. 事業活動における3Rの推進

取組内容
(1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進
(2) 事業系一般廃棄物の発生抑制の推進【重点】
(3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施
(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施
(5) 認定事業所の周知と拡大
(6) 店頭回収・自主回収等の推進

#### 8. 行政における3Rの推進

取組内容
(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底
(2) 効果的な3Rを推進するための組成分析及び調査・研究の実施
(3) 環境負荷低減の推進

#### (2) 各段階における安全・安心・安定的な体制確立の推進

安全・安心・安定的な体制確立の推進に向けて、「安全・安心・安定的な収集・運搬の推進」「安全・安心・安定的な処理・処分の推進」「廃棄物処理を支える体制の強化」という3つの計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

### 1. 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進

取 組 内 容
(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保
(2) ふれあい収集の推進

### 2. 安全・安心・安定的な処理・処分の推進

取 組 内 容
(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保
(2) 中間処理量の削減・埋立ゼロの継続
(3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応
(4) 不法投棄防止体制の確立
(5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施

### 3. 廃棄物処理を支える体制の強化

取 組 内 容
(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携
(2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携
(3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化
(4) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備
(5) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開
(6) 環境基金の有効活用



#### ～ 3市ごみ減量推進市民会議について～

浅川清流環境組合の構成市である3市（日野市・国分寺市・小金井市）の市民等が参加して平成30年（2018年）から活動しており、令和32年（2050年）までに3市の可燃ごみ焼却量をゼロに近づけることを目標に掲げて、ごみ減量施策、情報発信等についての検討、意見交換等を行っています。

## 第2章 一般廃棄物処理計画の実施状況

### 1. 令和6年（2024年）度までの一般廃棄物処理量

#### (1) 一般廃棄物排出量（項目別）の推移

単位：t

	分別区分	R2	R3	R4	R5	R6
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	12,408	12,304	11,985	11,579	11,450
	燃やさないごみ	1,636	1,552	1,400	1,314	1,340
	プラスチックごみ	2,375	2,317	2,223	2,129	2,038
	粗大ごみ	1,084	994	906	870	840
	有害ごみ	46	43	43	38	36
	資源物	9,139	8,784	8,591	8,161	7,975
	集団回収	1,384	1,340	1,299	1,229	1,142
	小計	28,072	27,334	26,447	25,320	24,821
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	1,447	1,571	1,788	1,849	2,327
	燃やさないごみ	0	0	0	0	0
	小計	1,447	1,571	1,788	1,849	2,327
合計		29,519	28,905	28,235	27,169	27,148

※ 令和2年（2020年）度以降、家庭系一般廃棄物は減少傾向ですが、事業系一般廃棄物は増加傾向です。事業系一般廃棄物増加の要因は、令和2年（2020年）に浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が稼働したことで、それまで民間処理施設で処理されていた事業系一般廃棄物が、同組合の施設で処理することが可能となったことに加え、コロナ禍後の事業活動の再開や、市内まちづくりの進展によるものと考えられます。

#### (2) 市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量（項目別）の推移

単位：g/人・日

	分別区分	R2	R3	R4	R5	R6
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	275	270	263	254	251
	燃やさないごみ	36	34	31	29	29
	プラスチックごみ	53	51	49	47	45
	粗大ごみ	24	22	20	19	18
	有害ごみ	1	1	1	1	1
	小計（※）	390	378	363	349	344
	資源物	203	193	189	179	175
	集団回収	31	29	29	27	25
	小計	234	222	218	206	200
	合計	623	601	580	555	544
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	32	35	39	41	51
	燃やさないごみ	0	0	0	0	0
	小計	32	35	39	41	51
総合計（※）		655	635	620	595	594

※ 小数点第1位を四捨五入しているため、計数は一致しない場合があります。

## 2. 令和7年（2025年）度一般廃棄物処理計画に掲げた施策

令和7年（2025年）度は、基本計画に基づき、「充実」「強化」「重点」に区分された中から、特に『発生抑制を最優先とした3Rの推進』の計画項目において「重点」と位置付けた項目の施策について、積極的に施策の展開を図りました。

### 令和7年（2025年）度 重点項目に対する各取組の展開

取組内容	年度の活動目標	実施した具体的な取組	取組結果
食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」協力事業者の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「小金井カメすけ」協力事業者拡大に向けた店舗訪問・事業説明</li> <li>市公式SNSを活用した事業の普及促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「小金井カメすけ」協力店 13店舗→16店舗</li> <li>「小金井カメすけ」による食品ロス削減量 25,375g→61,172g</li> <li>「小金井カメすけ」利用者拡大に向けた店舗訪問</li> <li>キャラクターを活用した市報、ごみ分別アプリ、SNS等を活用した啓発の実施</li> </ul>
リユースルートの構築と円滑な運用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「おいくら」利用促進及び小金井市野川クリーンセンターにおけるリユース事業「ゆづる輪」の継続実施</li> <li>粗大ごみオンライン申請の試行実施</li> <li>家電4品目の自宅回収サービスの周知啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ゆづる輪」の本格実施に向けた検討</li> <li>リユース品目の拡大</li> <li>「おいくら」利用件数の拡大</li> <li>粗大ごみオンライン申請の試行実施に向けた検討</li> <li>市公式SNSを活用した事業の普及促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ゆづる輪」成立件数 175件→315件</li> <li>「おいくら」への査定依頼数 846件→960件</li> <li>粗大ごみオンライン申請の試行実施（全体申請件数の約60%を対象とできるよう品目を設定）</li> <li>キャラクターを活用した市報、ごみ分別アプリ、SNS等を活用した啓発の実施</li> </ul>
生ごみ資源化施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部戸建世帯での生ごみの戸別回収及び拠点回収の試行実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみ資源化モデル事業の実施</li> <li>集合住宅向け生ごみ資源化モデル事業の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸別回収世帯数 81世帯</li> <li>拠点回収 2か所35回実施 延べ585人</li> <li>公務員宿舍小金井住宅7棟で生ごみ資源化モデル事業を令和8年度実施予定</li> </ul>
施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベントへの出展</li> <li>ごみ分別外国人対応の強化</li> <li>施策・取組の実施状況を複数媒体に掲載</li> <li>ワークショップ・講演会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発媒体の内容刷新及びデジタル化</li> <li>外国人向けごみ分別啓発チラシ作成及びごみ分別アプリの対応言語追加</li> <li>市公式SNSを活用した周知啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ分別啓発チラシ 5か国語対応 (ネパール語追加)</li> <li>ごみ分別アプリ 5か国語対応 (ネパール語・ベトナム語追加)</li> <li>市公式インスタグラムの開始（フォロワー1,118人）</li> </ul>

取組内容	年度の活動目標	実施した具体的な取組	取組結果
小・中学校を対象とした環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップの実施</li> <li>・環境教育の実施</li> <li>・清掃関連施設(可燃ごみ処理施設、小金井市野川クリーンセンター、メタウォーターサステナブルパークこがねい、最終処分場等)見学会の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内小学校による施設見学の実施</li> <li>・メタウォーターサステナブルパークこがねい及び小金井市野川クリーンセンターでの環境学習・ワークショップの定期的な実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内小学校施設見学 浅川清流環境組合 小学校9校 メタウォーターサステナブルパークこがねい 小学校4校</li> <li>・ワークショップ 年10回 講演会 年1回</li> </ul>
町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張講座</li> <li>・講習会の実施</li> <li>・清掃施設見学会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設見学会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張講座 7回→6回</li> <li>・浅川清流環境組合施設見学会の実施</li> </ul>
ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみゼロ化推進員に関する広報・啓発</li> <li>・ごみゼロ化推進会議の開催支援</li> <li>・ごみ相談員制度の活用検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報への掲載</li> <li>・研修会、施設見学会、講演会の実施</li> </ul>
事業系ごみの発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別指導の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出状況の把握、個別指導の実施</li> <li>・大規模事業所立入調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な搬入物検査の実施(月1回)</li> <li>・3Rアドバイザー事業を活用した大規模事業所立入調査の実施</li> </ul>
市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画に基づく令和7年度小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出量削減に向けた取組の実施</li> <li>・新任職員研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市施設のごみ実態調査の実施</li> <li>・新任職員向け研修の実施</li> </ul>

※ 取組結果の集計期間(比較):左:令和6年1月1日~令和6年12月31日

右:令和7年1月1日~令和7年12月31日

※ 各取組内容は前期基本計画における「重点項目」について取組結果を示したものです。前期基本計画において「重点項目」としていない「充実」「強化」の各項目についても、様々な取組を展開していますが、本計画では「重点項目」についてのみ抜粋しています。他の取組内容については前期基本計画を御参照ください。

令和7年(2025年)度は、前年度に続き「よりわかりやすい啓発」を念頭に、活動目標に向けた各事業を展開しました。幅広い世代に向けた講演会やワークショップを定例的に開催し、その様子を広報することで、市民参加を促進するとともに、小金井市野川クリーンセンターや本格稼働したメタウォーターサステナブルパークこがねいの認知度向上に努めました。メタウォーターサ

ステナブルパークこがねいの本格稼働により施設見学者数は順調に増加し、ごみについて学べる施設のひとつとして重要な役割を担っています。また、若年世代の関心度合いが高いツールを活用し、より多くの方へ情報発信を行うため、ごみ減量キャラクターを活用した、本市では初の試みとなる公式インスタグラムアカウントの開設を行いました。これまで市からの情報発信については、市報やチラシといった紙媒体での周知や、HP、X及びLINEによる広報を行ってきたところですが、写真や動画中心の情報発信を行えるインスタグラムを活用することで、より伝わりやすい啓発や広報が行えるようになりました。

食品ロス削減の推進に向けては、食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の普及及び利用者の拡大を目指し、市内事業者の店舗に直接訪問して食品ロス削減推進協力店への認定に向けた支援の実施及び本事業の周知・協力を呼び掛けるなど積極的な働きかけを行ったことで、協力店の増加と「小金井カメすけ」の利用を促進しました。

また、粗大ごみの処理申込みの際にリユースショップとの仲介を行うサービスである「おいくら」を紹介するなど、リユース事業の更なる推進を図りました。

気候非常事態宣言を発している本市にあっては、環境負荷の低減を図る必要があるため、生ごみ資源化施策の見直しを進めており、家庭から排出される生ごみを対象とした一部戸建世帯での生ごみの戸別回収及び拠点回収をモデル事業として実施しました。モデル事業を実施する中で、戸別回収に御協力いただいた一部戸建世帯及び市内2か所（小金井市野川クリーンセンター及びメタウォーターサステナブルパークこがねい）での拠点回収に御協力いただいた市民へのアンケート調査から、拠点回収及び戸別回収における市民の要望や、モデル事業参加者への堆肥配布方法等の課題を抽出し、事業の見直しを進めました。

家庭から排出されるごみは、市民の皆様の御理解、御協力によりコロナ禍以前と同程度まで減少しました。一方、事業所等から排出されるごみは、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の本格稼働以前、一時的に民間処理施設で処理されていたものが搬入されるようになったこと及び市内事業活動の活発化などに伴い、年々増加しています。

ごみ量の増加状況等を踏まえ、コロナ禍で中止となっていた市内大規模事業所の事業系一般廃棄物の排出状況に係る実地確認について、昨年度に引き続き、東京都の3Rアドバイザー事業を活用し、再資源化率の向上に向けた資源化促進及び分別におけるより専門的なアドバイス等を実施しました。

また、事業系一般廃棄物に関しては、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設にて事業系一般廃棄物の搬入物検査を実施して分別指導を行いました。今後も重点項目である「事業系一般廃棄物の発生抑制の推進」について、効果的な事業展開を図ることを課題とし、引き続き取組の実施と検討を行います。

さらに、令和7年（2025年）度は基本計画の計画期間の前期最終年度となることから、ごみ量実績・処理経費、市民アンケート調査結果、ごみ組成調査から抽出された課題及び国の動向・人口動態からの課題を整理の上、各施策の見直しを進め基本計画を改定するとともに、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）に基づく食ロス計画を策定しました。

同時に、小金井市災害廃棄物処理計画について、環境省「災害廃棄物対策指針」及び「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」に沿った点検を進め、平成31年（2019年）3月に策定した小金井市災害廃棄物処理計画における見直すべき項目を整理し、同計画を改定しました。

### 第3章 令和8年（2026年）度一般廃棄物処理計画

#### 1. 一般廃棄物処理計画

本年度及び令和12年（2030年）度における一般廃棄物処理計画（量）を、以下に示します。

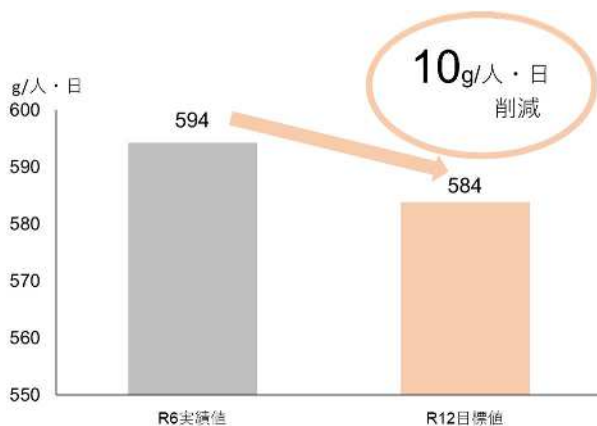
##### (1) 一般廃棄物処理計画（量）

単位：t

	分別区分	R6実績値	R8計画値	R12目標値
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	11,450	11,370	11,231
	燃やさないごみ	1,340	1,338	1,336
	プラスチックごみ	2,038	2,035	2,032
	粗大ごみ	840	839	838
	有害ごみ	36	36	36
	資源物	7,975	7,940	7,953
	集団回収	1,142	1,140	1,139
	小計（※）	24,821	24,699	24,565
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	2,327	2,230	2,035
	燃やさないごみ	0	0	0
	小計	2,327	2,230	2,035
合計（※）		27,148	26,928	26,600

※ 小数点第1位を四捨五入しているため、計数は一致しない場合があります。

##### (2) 目標値（市民1人1日当たりのごみ排出量）



【1人1日当たりのごみ排出量  
（集団回収を含む）】

令和12年度までに

**584g/人・日以下**

#### 【目標設定の考え方】

食ロス計画を策定し、食品ロスの削減に力を入れていくタイミングであることに加え、近年、市内のまちづくりの進展に併せて事業系一般廃棄物が増加していることを鑑み、家庭系・事業系一般廃棄物を合わせた市民1人1日当たりのごみ排出量（集団回収を含む）を目標値として設定します。基本方針、基本理念実現のため、発生抑制を最優先に取組み、新たな施策の展開、既存の取組の充実を図ることで、令和12年（2030年）度目標値として584g/人・日以下を目指します。

## 2. プラスチック資源循環促進法への対応

令和4年(2022年)4月から施行された「プラスチック資源循環促進法」において、家庭から排出されるプラスチックごみの一括回収(本市においては実施済み。)と、資源循環の促進等への取組が求められています。

本市では、令和7年(2025年)3月に本格稼働を開始したメタウォーターサステナブルパークこがねいにおいて容器包装プラスチック及び製品プラスチックを混合ベール化し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡すことで再商品化を行っています。

## 3. 施策の展開

令和8年(2026年)度も、引き続き基本計画に基づき「発生抑制を最優先とした3Rの推進」と「各段階における安全・安心・安定的な体制確立の推進」を基本方針として各施策の展開を図ります。

また、令和7年(2025年)度末に策定した一般廃棄物処理基本計画、災害廃棄物処理計画及び食品ロス削減推進計画に基づき、3Rと適正処理を推進します。

### (1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

ごみの種類に合わせて積極的に施策の展開を図り、より効果的に発生抑制を進めます。令和8年(2026年)度における「重点項目」に対する各取組の展開は下表のとおりです。

### 令和8年(2026年)度 重点項目に対する各取組の展開

取組内容	実施する具体的な取組	年度の活動目標
食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・食品ロス削減に関するイベントや講演会の実施</li><li>・民間企業等と連携したフードドライブの実施検討</li><li>・「小金井カメすけ」協力事業者拡大に向けた店舗訪問・事業説明</li><li>・組成分析調査の実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・各種広報媒体及びイベントなどを通じた市民の意識醸成</li><li>・食品ロス削減に関する民間企業との連携</li><li>・食品ロス削減推進協力店の普及拡大</li><li>・組成分析調査の実施による食品ロス排出状況の実態把握</li></ul>

取組内容	実施する具体的な取組	年度の活動目標
正しい分別方法の周知と徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別アプリ、各種広報媒体を活用した分別方法の周知徹底</li> <li>・啓発チラシの配布等による、プラスチックやリチウムイオン電池を含む充電式電池の正しい分別方法の周知徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種広報媒体を活用した、市民の正しい分別方法に関する意識向上</li> </ul>
事業系一般廃棄物の発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書を活用した、事業者へのごみ減量・分別徹底の個別指導の実施</li> <li>・市報や市ホームページ、ごみ分別アプリ、SNS（公式X・Instagramなど）を活用した啓発</li> <li>・事業系一般廃棄物処理手数料の見直しの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出状況の把握、個別指導の実施による事業系一般廃棄物の発生抑制</li> <li>・事業系一般廃棄物処理手数料改定に係る調査・検討</li> </ul>

※ 基本計画において「重点項目」としていない「充実」「強化」の各項目についても、様々な取組を展開する予定ですが、本計画では「重点項目」についてのみ抜粋しています。他の取組内容については基本計画を御参照ください。

## （２）各段階における安全・安心・安定的な体制確立の推進

「各段階における安全・安心・安定的な体制確立の推進」に関しては、基本計画策定後、令和3年度に「災害廃棄物処理計画」を踏まえた市職員用「災害廃棄物処理初動対応マニュアル」を策定したほか、令和4年（2022年）度に小金井市野川クリーンセンターの本格稼働、令和6年（2024年）度末には小金井市資源物処理施設であるメタウォーターサステナブルパークこがねいが稼働開始するなど、着実に施策の展開を進めてまいりました。令和8年（2026年）度は、令和7年（2025年）度末に改定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時の体制整備に向けた検討を進めると共に、今後も引き続き、基本計画に基づき、各段階における安全・安心・安定的な体制確立の推進に向けて、「安全・安心・安定的な収集・運搬の推進」、「安全・安心・安定的な処理・処分の推進」、「廃棄物処理を支える体制の強化」という3つの計画項目について、各施策の展開を図ります。

## 第4章 ごみ処理体制

### 1. 家庭系一般廃棄物

#### (1) 戸別収集（回収）

家庭系一般廃棄物を、「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物」の区分に分類しています。分別区分のうち「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ」は家庭用指定収集袋を使用して排出することとし、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券を品目ごとに貼って排出することとしています。また、分別区分ごとに排出された一般廃棄物は、戸別収集（回収）しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分までに排出されたものを収集（回収）しています。家庭系一般廃棄物の戸別収集（回収）の分別区分、排出方法などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	排出方法	
燃やすごみ	生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙など	週2回/委託	指定収集袋（黄）	
燃やさないごみ	ゴム製品・ガラス・せともの、複合品など	2週に1回/委託	指定収集袋（青）	
プラスチックごみ	プラマークの有無にかかわらず材質が100%プラスチック製品のもの	週1回/委託	指定収集袋（青）	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	随時/委託	<申込制> 粗大ごみ処理券	
有害ごみ	電池類・蛍光灯（電球型を含む）・水銀体温計・ライター類・電池が取り外せないもの（充電式を含む。） 注	2週に1回/委託	透明又は半透明の袋	
資源物	びん	飲料用・食料品用ガラスびん、化粧びん	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベ	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	金属	鍋・やかん・フライパンなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	2週に1回/委託	かごなどに入れる。

分別区分	内容	回数/体制	排出方法
古紙・布	雑誌・本	週1回/委託	紙ひもで縛る。
	ざつがみ	週1回/委託	雑誌の間に挟み込むか、紙袋などにまとめて入れる。
	新聞	週1回/委託	紙ひもで縛る。
	段ボール	週1回/委託	紙ひもで縛る。
	紙パック	週1回/委託	紙ひもで縛る。
	シュレッダー紙	週1回/委託	透明又は半透明の袋
	布	週1回/委託	透明又は半透明の袋
枝木・雑草類・落ち葉	枝木（長さ1m以内・1本の太さ15cm以内・束の直径30cm以内）・雑草類・落ち葉	2週に1回/委託	枝木 ひもで縛る。 雑草類・落ち葉 45リットル以内の透明又は半透明の袋に入れるか、かごなどに入れる。
生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたもの	週1回/直営	<申込制> 市指定の専用容器に入れる（一部対象外あり）。

注 充電式電池（リチウムイオン電池など）が使用されている電化製品は収集車両、処理施設での火災の原因となります。充電が切れていたり、使用できない状態でも発火や爆発のおそれがありますので、外側がプラスチックの場合でも、必ず「有害ごみ」として排出しなければなりません。

※ 家庭生ごみ資源化（堆肥化）モデル事業を令和7年（2025年）5月1日から実施しています（週1回/委託）。

※ 指定収集袋：化石資源の保護及び温室効果ガスの一つである二酸化炭素（CO2）の増加を抑制して環境負荷の低減を図るため、令和5年（2023年）度からバイオマス素材を原材料とした家庭系指定収集袋を導入しています。

## (2) 拠点回収

家庭から排出される資源物の一部については、分別区分ごとに拠点回収場所へ排出された資源物を回収する拠点回収も実施しています。

拠点回収を実施している資源物の分別区分などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	
資源物	食品トレイ	発泡スチロール製トレイ	随時/委託
	紙パック	紙パック（内側が白いもののみ）	随時/委託
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど	随時/委託・直営
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	随時/委託
		飲料用	随時/ ゼブン・イレブン店頭回収
	ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	随時/直営
	生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたものなど	随時/直営
	くつ・かばん類	くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ	月1回/直営
	ステンレス製ボトル	ステンレス製ボトル（水筒）	随時/直営
	コンタクトレンズ空ケース	使い捨てコンタクトレンズ空ケース	随時/直営

- ※ 家庭生ごみ資源化（堆肥化）モデル事業を令和7年（2025年）5月1日から実施しています（週1回/直営・委託）。
- ※ 上記のほかに地域の実情に合わせて、地域住民などの管理の下、拠点回収を実施している場合があります。
- ※ 市内の拠点回収場所は、小金井市ホームページのほか、小金井市ごみ・リサイクルカレンダーに掲載しています。
- ※ 膨張変形したリチウムイオン電池製品については、小金井市野川クリーンセンター及びメタウォーターサステナブルパークこがねいで回収しています。

### ごみ量削減に向けた取組事例

○マイバッグの利用  
（レジ袋Lサイズ1枚：約7g）



○ばら売り・量り売りの利用  
○店頭回収の利用  
（トレイ1枚：約3g）



○マイボトルの利用  
（テイクアウト用コーヒー  
紙コップ1個：約12g）



（ペットボトル1本（500mL）  
：約18g）



### (3) 適正処理方法

家庭系一般廃棄物の適正処理方法については、次のとおりです。

分別区分	中間処理		最終処理（処分）
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ	焼却処理 （一部事務組合）		浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設 焼却後エコセメント化 （一部事務組合）
燃やさないごみ	積替え （委託）	金属・プラスチック類等の複合品など	小金井市野川クリーンセンター 金属・プラスチック類等の複合品などを資源化、熱回収（民間処理施設）
プラスチックごみ	選別・ベール化 （委託）	プラスチック製品及び容器包装リサイクル法対象の廃プラスチック	メタウォーターサステナブルパークこがねい プラスチック製品及び容器包装リサイクル法対象の廃プラスチックを資源化（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）
粗大ごみ（可燃系）	選別・解体 （委託）	木質家具、ふとんなど	小金井市野川クリーンセンター 木質家具などを熱回収（民間処理施設）
			浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設 ふとんを焼却後エコセメント化 （一部事務組合）
			粗大ごみの一部は補修し、リユース（小金井市野川クリーンセンター）
粗大ごみ（不燃系）	選別・プレス （委託）	自転車など大部分が金属のもの	小金井市野川クリーンセンター 自転車など大部分が金属のものを資源化（民間処理施設）
	選別 （委託）	上記以外の複合素材・小型家電製品・衣装ケース・ゴルフクラブなど	メタウォーターサステナブルパークこがねい 小型家電製品・衣装ケース・ゴルフクラブは資源化、その他品目は熱回収（民間処理施設） 粗大ごみの一部は補修し、リユース（小金井市野川クリーンセンター）
有害ごみ	選別（委託）		メタウォーターサステナブルパークこがねい 資源化・一部埋立（民間処理施設）
			小型家電製品を資源化（民間処理施設）
びん	破碎・選別（委託）		メタウォーターサステナブルパークこがねい 資源化（民間処理施設）
スプレー缶	積替え（委託）		メタウォーターサステナブルパークこがねい 資源化（民間処理施設）

分別区分	中間処理		最終処理（処分）
	処理方法	処理場所	
空き缶	選別・プレス(委託)	メタウォーター サステナブルパ ークこがねい	資源化（民間処理施設）
金属	選別・プレス(委託)		資源化（民間処理施設）
ペットボトル	選別・ペール化(委託)		資源化（公益財団法人日本容器包装 リサイクル協会）
古紙			資源化（民間処理施設）
布	積替え(委託)	小金井市野川ク リーンセンター	資源化（民間処理施設）
枝木・雑草類・ 落ち葉	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
生ごみ乾燥物	積替え(直営・委託)	メタウォーター サステナブルパ ークこがねい	堆肥化（民間処理施設）
トレイ	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
ペットボトル キャップ	積替え(直営)	小金井市野川ク リーンセンター	資源化（民間処理施設）
くつ・ かばん類	積替え(直営)	小金井市野川ク リーンセンター	資源化（民間処理施設）
難再生古紙	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）

## 2. 事業系一般廃棄物

### (1) 事業活動における 3 R の推進

事業者は、自らの責任においてごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、拡大生産者責任に基づく責任を果たすとともに、事業活動において、発生抑制を最優先とした 3 R の推進に取り組まなければなりません。製品、容器などの製造、加工及び販売の際、それらがごみとなった場合、適正処理が困難にならないような取組が必要です。また、リサイクル推進協力店及び食品ロス削減推進協力店の認定要件であるレジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底、トレイ・ペットボトル・紙パックなどの店頭回収などに取り組むことが重要です。

### (2) 排出方法

事業所から排出される一般廃棄物については、事業者自らの責任において、自己処理することが原則となります。法令を遵守して、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。

ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業用指定収集袋を使用して事業系一般廃棄物を排出することができます。粗大ごみについては市では収集していません。なお、資源物のうち古紙、枝木・雑草類・落ち葉については、少量の場合に限り、無料で排出することができます。また、排出された事業系一般廃棄物は家庭系一般廃棄物と併せて収集（回収）していることから、家庭系一般廃棄物に準じて適正処理を行っています。1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所が、事業用指定収集袋を使用して排出する場合の分別区分及び排出方法は次のとおりです。

分別区分		排出方法
燃やすごみ		事業用指定収集袋（赤）（紙おむつを含む。）
燃やさないごみ		事業用指定収集袋（青）
プラスチックごみ		事業用指定収集袋（青）
粗大ごみ		市では収集していません。
資源物	びん	事業用指定収集袋（青）
	スプレー缶	
	空き缶	
	金属	
	ペットボトル	
	布	

分別区分		排出方法
資源物	古紙	家庭から通常排出される程度の量を排出することができる。 <例> ・シュレッダー紙（4 5L 以内の透明又は半透明の袋、1 回に 2 袋まで） ・段ボール（みかん箱サイズを目安とする、1 回に 5 枚程度まで）
	枝木・雑草類・ 落ち葉	3 束（袋）まで排出することができる。 枝 木：ひもで縛る。 雑草類：透明又は半透明の袋 落ち葉：透明又は半透明の袋

### （3）適正処理方法

事業系一般廃棄物は、生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、一般廃棄物処理施設にて処分し、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬させ、市長が指定した場所又は一般廃棄物処理施設（オリックス資源循環株式会社（埼玉県寄居町）、株式会社アルフォ（大田区）、バイオエナジー株式会社（大田区）、株式会社ジェイ・アール・エス（埼玉県所沢市）、西東京リサイクルセンター（羽村市）、エルエス工業株式会社（栃木県那須塩原市）、株式会社アクト・エア（神奈川県愛川町）、ニューエナジーふじみ野株式会社（埼玉県ふじみ野市）、比留間運送株式会社（武蔵村山市）、株式会社イズミ環境（八王子市）など）にて適正に処理しなければなりません。

## 第5章 ごみ処理施設等に関する事項

### 1. 可燃ごみ処理施設

本市の可燃ごみについては、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立された浅川清流環境組合（構成市：日野市、国分寺市、本市）において、令和2年（2020年）4月から共同処理を行っています。

- (1) 施設名称：浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設
- (2) 所在地：東京都日野市石田一丁目210番地の2
- (3) 処理能力：約228t/日（全連続燃焼式ストーカ炉）



### 2. 不燃・粗大ごみ積替え・保管施設

平成29年（2017年）度に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、二枚橋焼却場跡地に、不燃・粗大ごみの積替え・保管施設を整備し、令和4年（2022年）8月から本格稼働しています。

- (1) 施設名称：小金井市野川クリーンセンター
- (2) 所在地：小金井市東町一丁目7番19号



### 3. 資源物処理施設

平成29年（2017年）度に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、旧中間処理場敷地に、プラスチックごみ・ペットボトル・空き缶・びんなどの資源物処理施設を整備し、令和7年（2025年）3月から本格稼働しています。

- (1) 施設名称：メタウォーターサステナブルパークこがねい
- (2) 所在地：小金井市貫井北町一丁目8番25号
- (3) 処理能力：25.9t/5h



### 4. 最終処分場

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合において、平成18年（2006年）から稼働している東京たまエコセメント化施設で、エコセメントの原料としてリサイクルすることで、二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化が図られています。なお、平成30年（2018年）度以降は、構成団体では埋立ごみの搬入を行っておりません。

- (1) 施設名称：二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設
- (2) 所在地：東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内

## 第6章 動物の死体処理

### 1. 市へ届け出るもの

占有者が、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できない時は、市に届け出る必要があります。

### 2. 市が収集するもの

占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、届出により市が収集します。

### 3. 処理方法

占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分します。

## 第7章 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

### 1. 市が収集しない一般廃棄物について

(1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、有機ELテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン

ア 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき販売店により回収

イ 小金井市家電リサイクル受付センターに回収を依頼

ウ 令和7年（2025年）1月末に市と連携協定を締結した小型家電リサイクル法認定事業者を通じた家電4品目小売事業者による自宅回収サービスの利用

エ 郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所に持込み

(2) パソコン

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づきメーカーにより自主回収又は資源有効利用促進法の認定事業者による宅配回収

(3) 適正処理困難物又はそれに準ずるもの

ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングの球、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料、ペット用トイレ砂（燃やせる素材を除く。）、フロンガスが充填されている製品など

（危険及び有害などで市の施設では適正処理できないため、市民及び関係事業者の協力を得て専門の処理業者により回収・処理）

(4) オートバイ

メーカーにより自主回収

(5) 在宅医療に伴う注射器・注射針

市内薬局及び医療機関により自主回収

### 2. 処理方法の変更

天候その他の特別な事情がある時は、収集運搬及び処分の方法を変更することがあります。

### 3. 災害廃棄物

「小金井市災害廃棄物処理計画」にて、災害廃棄物の処理方法について示しています。

## 第8章 生活排水処理

### 1. 収集運搬

生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）の収集運搬に関する事項は、以下のとおりです。

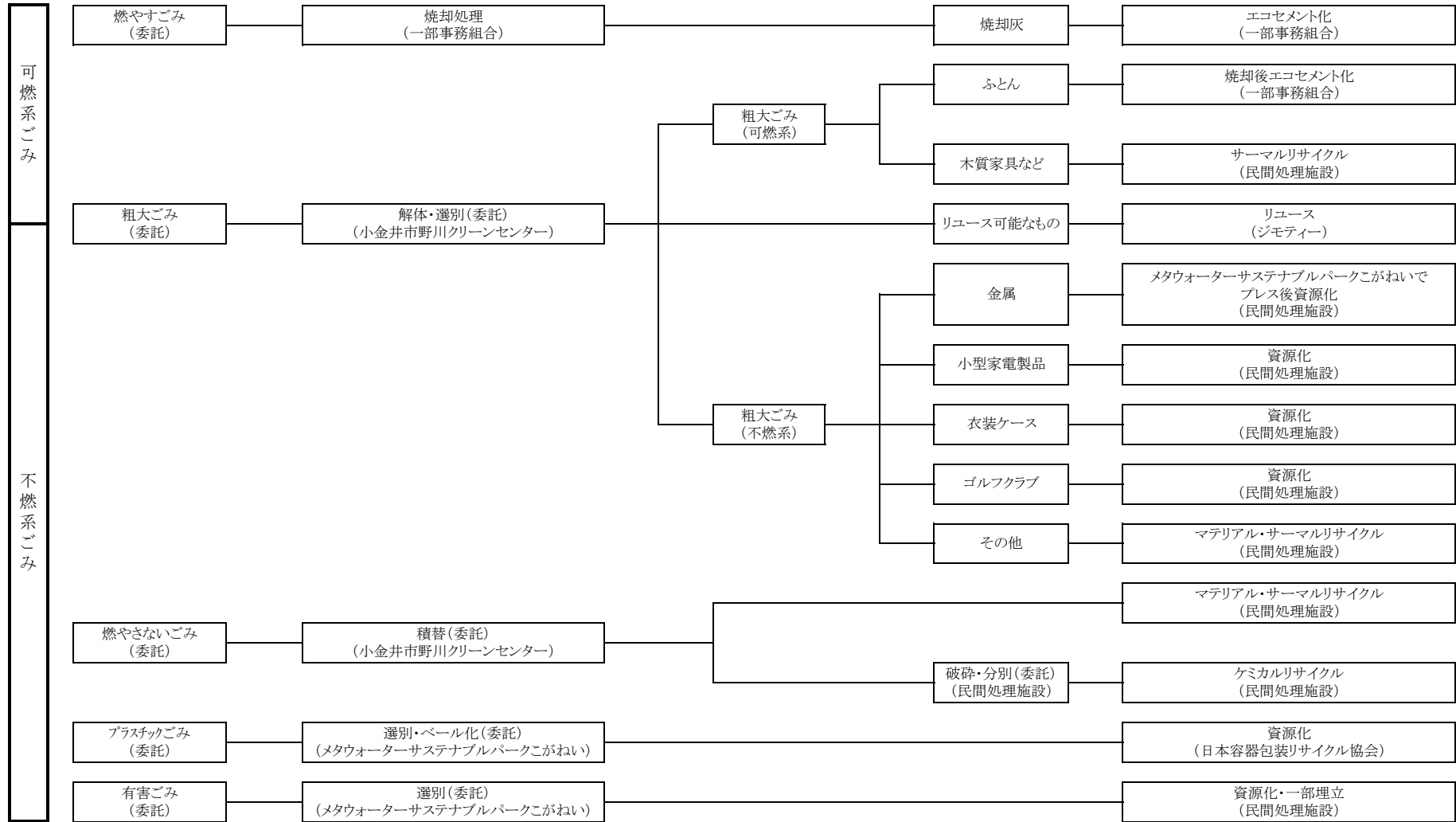
し尿及び 浄化槽汚泥	収集運搬 推計量 (KL/年)	収集地域	収集回数	収集方法
	76.5	市内全域	随 時	バキューム車による収集(委託)

### 2. 処理

本市で発生する生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）は、立川市、武蔵野市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市及び本市の7市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理しています。令和5（2023年）年4月1日より、湖南衛生組合の構成市が増加したこと等によって、湖南衛生組合し尿処理施設へのし尿搬入量は増加傾向です。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

- (1) 施設名称：湖南衛生組合下水投入施設
- (2) 所在地：武蔵村山市大南5丁目1番地
- (3) 処理能力：7.0KL/日
- (4) 処理方式：前処理希釈方式

別紙 令和8年(2026年)度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図(令和8年4月1日現在)



資源物

